

# 江差追分会格付審査委員会規則

## (設置)

第1条 正調江差追分の格付認定を行うことにより、歌唱の正しい習得及び技術の向上を図るため、江差追分会会則第35条及び第36条の規定により、江差追分格付審査委員会（以下「格付審査会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 格付審査会は江差追分会員等の歌唱技術に関し、必要な事項を審査し、格付を行うものとする。

## (格付審査の種類)

第3条 格付審査の種類は次のとおりとする。

- (1) 江差格付審査
- (2) 地方格付審査
- (3) 上記の他に会長が特に必要と認めた場合は開催することができる。

## (組織)

第4条 格付審査会は、江差追分会師匠以上の資格者で構成し、会長が委嘱する。

## (委員の任期)

第5条 格付審査委員の任期は1年とする。

## (審査委員長の職務権限及びその代理)

第6条 審査委員長は委員会を代表し、その会務を総理する。

2 審査委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (招集)

第7条 格付審査会は江差追分会長が招集する。

## (格付審査会)

第8条 格付審査会は、5名以上の審査委員が出席しなければ開くことができない。但し、本州地区についてはこの限りでない。

2 格付審査会の議事は出席審査委員の過半数により決議し、可否同数のときは格付審査委員長の決するところによる。

3 格付審査会は、受験申請者が概ね30名以上で開催することができる。但し、地域事情等を考慮し会長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

#### (格付審査会の開催時期)

第9条 審査会は毎年開催するものとし、地方格付は必要に応じて開催することができる。但し、開催日時等については、別に定めるものとする。

#### (格付審査受験資格)

第10条 格付審査の受験資格は、会長が受験を認めた者のうち第13条第2号に定める審査料を納めた者とする。

#### (格付審査受験申請手続き)

第11条 格付審査を受験する者は、次により会長に申請するものとする。

- (1) 別紙様式により支部毎にとりまとめ、内容を地区協議会に提出するものとする。
- (2) 地区協議会は地区の申込み状況を取りまとめ、会長に提出しなければならない。

#### (格付審査の要領)

第12条 格付審査の要領は次のとおりとする。

- (1) 本唄とし、7節7声とする。
- (2) 伴奏は尺八とソイ掛けのみとする。
- (3) 唄いなおしはできないものとする。
- (4) 唄い手は、譜面等を持参もしくは参照してはならない。
- (5) 唄い手以外の者は、唄い手を援助してはならない。
- (6) 審査対象の唄は、開催会期1回限りとする。
- (7) 審査の内容は、別に定めた基準による。
- (8) 審査の決定は、審査員の合議によるものとする。
- (9) 合議によりがたい場合は、審査委員長の判断により協議決定する。
- (10) 地方開催の場合は、地区協議会と協議のうえ格付審査会運営内容を決定する。
- (11) その他必要な事項は、審査委員長が決定する。

#### (審査料)

第13条 会則第35条に定められた江差追分会格付審査料等は、次のとおりとする。

- 1 審査料は、前納することを原則とし、不参加の場合は返還しない。
- 2 格付審査料及び免許料

資格区分	審査料		免許料
	江差審査	地方審査	
1級			60,000円
2級秀			50,000円
2級	会員 2,000円	会員 3,000円	30,000円
3級秀			20,000円
3級優			18,500円
3級	非会員 5,000円	非会員 8,000円	17,000円
4級秀			10,000円
4級優			9,000円
4級			8,000円
5級秀			7,000円
5級優			6,500円
5級			6,000円
6級			5,000円

#### (審査会事務)

第14条 審査会の事務は、追分会事務局において処理する。

#### (雑則)

第15条 この規定に定めるものを除く外、格付審査会に関して必要な事項は審査委員長が定める。

#### 付 則

- 1 この規則は、平成7年4月23日から施行する。
- 2 この規則は、平成8年4月28日から施行する。
- 3 この規則は、平成17年4月24日から施行する。
- 4 この規則は、平成26年4月27日から施行する。
- 5 この規則は、平成31年3月3日から施行する。
- 6 この規則は、令和6年4月28日から施行する。

## 江差追分会格付審査基準内規

- 1 江差追分会会則第36条の規定に定められた格付審査の基準は、次のとおりとする。
- 2 この基準は、江差追分会師匠会で定める。
- 3 資格別審査基準
  - (1) **1級**

唄の技術的には全てにおいて完成されており、人格的なものまで唄に表現されている唄で、追分節の全てを兼ね備えている至高の唄。
  - (2) **2級秀**

唄の技術的には全てにおいて完成された唄で、奥深いリズムと色艶が最大限に発揮されている唄。
  - (3) **2級**

情緒、迫力とも優れており、個性的な色艶が感じられる唄で、自然な流れの唄。
  - (4) **3級秀**

江差追分の歌唱技術において、個性的であり、魅力が伴い、情緒や流れなど完成度の高い唄。
  - (5) **3級優**

唄に情緒が感じられ、完成度が高くなっている唄。唄が心ならずも切れたと感じられる場合に限り、昇級することもありえる。
  - (6) **3級**

唄基本は全て習得している者とし、各節に抑揚、深み、迫力、個性が感じられる唄。やむを得ず切ったと感じられる場合であっても、昇級することもありえる。
  - (7) **4級秀**

本づくりができ、味わい、情緒などが感じられ、唄に流れを感じられる唄で、やむを得ず切ったと感じられる場合であっても、昇級することもありえる。
  - (8) **4級優**

本づくりの型が出来上がりつつあり、味わいや情緒ももう少しの唄。唄が止むなく切れた場合でも、昇級することもありえる。
  - (9) **4級**

基本に基づいた唄で、本づくりの型がある程度整っており、流れのある唄。唄は多少切れてもよい。
  - (10) **5級秀**

基本に忠実な唄い方で、唄を途中で切っても基本的な唄の形ができている唄。
  - (11) **5級優**

唄は切っているが、基本的な唄の型に近づいてきている。

(12) **5級**

初心者の中でも、少し基本的な唄。

(13) **6級**

江差追分を習い始めて間もない初心者で、唄の内容はなんとか江差追分の形ができている唄。

**付 則**

この基準は平成 7年4月23日から適用する。

この基準は平成24年2月19日から適用する。

この基準は平成31年4月28日から適用する。